

各部・課長 殿

笠岡市長 高木直矢

平成17年度予算編成について（通達）

本市の財政状況は、大幅な税収減が続く中、地方交付税の減少など新たな歳入危機に直面しており、厳しい財政運営が続いている。

平成16年度の予算編成事務においても、財政健全化計画の基本方針に基づき、全職員が結束し創意工夫のもと、不退転の決意を持って財源不足解消のため努力してきました。

このような状況の中で、今後、国の「三位一体の改革」に伴う地方財政対策が不透明であり、未曾有の財政危機が続くことから、「笠岡市財政健全化計画」を、この1年間の経済情勢の変化や国の地方財政対策、具体的方策の達成状況等の結果を踏まえ、全職員の基本認識のもとに、計画のローリングを行ったところである。そして、早急に財政健全化計画の具体的方策を着実に実施し、安定した行財政運営と確固たる財政基盤を確立する必要がある。

一方、「みんなで築く生活元気都市」をめざすべき都市像とする第5次振興計画は、平成17年度が4年度目となり、本市の特性を生かしながら、引き続き市民の視点に立ち、市民の行政への参画により市民が元気で生活することができるまちづくりを進めなければならない。

平成17年度の予算編成にあたっては、各部署の予算編成に対する積極的な取組と創意工夫が不可欠となるため、引き続き、一般財源の「枠配分方式」を採用することとし、部長権限の強化とより主体的な施策の再構築を図りつつ、すべての事務事業についてゼロベース予算の考えで、前例にとられない自主的な見直しを行うこととする。

また、市民参画協働事業を積極的に推進するため、「重点化枠」を新設したので、市民協働・子育て支援・IT関連の対象事業について、広く事業募集を行いたい。

地方の生き残りが問われる競争の時代の中で、この危機的状況を乗り越えるために、引き続き職員全員の英知を結集し、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上に、そしてゆるぎない笠岡づくりと信頼される市役所づくりをめざして最善の努力をあらわれない。

予 算 編 成 基 本 事 項

(アンダーラインは前年度との変更点)

1 全般的事項

(1) 当初予算は、年間予算として編成すること。したがって、年間の事業計画等を慎重に検討のうえ、適切な見積を行い、年間を通じて予見できる収入及び支出はすべて当初予算に計上すること。

(2) 平成17年度の予算要求基準は、次のとおりとする。

笠岡市財政健全化計画の基本方針に基づき、掲載している具体的方策の実施を図ること。また、引き続きゼロベース予算方式の考えにより、前例踏襲主義を改め、現行の事務事業を根本から洗い直して、行政全般を徹底的にゼロから分析し、事業の重点化、優先順位の高いものから実行に移すこと。

枠配分方式を引き続き採用する。歳入一般財源額を各部署へ配分し、その枠内での予算編成・査定の特権と責任を各部長等へ移管する。各部署の自主性・自立性を高め、施策目標の達成に対する成果と責任の明確化を目標とする。

- ・一般財源配分額対象は一般会計とする。一般会計以外の会計では、必要一般財源等が一般会計からの繰出金や負担金、補助金となることから、徹底的に一般会計の負担を圧縮すること。つまり、全会計にわたる節減が必要である。
- ・一般財源配分額の各部署間流用は可能とする。
- ・各部署枠配分額は、歳入一般財源総額から下記 ~ に係る一般財源を除いた額とする。
- ・各部署への一般財源配分方法は、平成16年度肉付後予算に係る一般財源から特殊要因等を除いた「通常分」の額を基礎数値として按分を行う。
- ・企業部署、一部事務組合の所属部は、下記のとおりとする。

企画総務部	
財 務 部	市民病院事務局 経理課（水道会計分） 西南水道
市民環境部	西部衛生組合 西部環境組合
健康福祉部	老人ホーム組合
建設産業部	
上下水道部	経理課（下水道会計分）
教育委員会	中学校組合
	会計課 議会事務局 選管事務局 監査事務局 地区消防組合

部に属さない単独課は、見積課単位の配分とする。

政策枠

重点的に行わなければならない政策的事業は、「政策枠」として所要の一般財源について別枠で確保する。政策枠への採択は、笠岡市としての優先順位や重要性、事務事業評価結果等を考慮し、庁議に諮り市長決定とする。ただし、政策的重点事業でも事業内容の見直しは必要であることから、確保される一般財源は、前年度実績見込額及び事業計画額の95%で低い方の額とする。

重点化枠

単年度のみの新規事業で、次のいずれかに該当するものを「重点化枠」として採択し、所要の一般財源について別枠で確保する。

- ・分野を問わず市民参画協働事業であるもの
- ・子育て支援に関する事業（対象は中学生以下及びその保護者・関係者）
- ・IT関連事業

子育て支援事業とIT関連事業も市民参画協働の要素が必要。また、単なるばらまき補助や団体運営補助は対象外である。なお、重点化枠一般財源総額は2,000万円とする。

広く各課から事業募集を行い、事業採択は事務事業評価結果等を考慮し、庁議に諮り市長決定とする。

特殊要因

義務的経費等や長期債務負担設定分は、削減が不可能な経費として「特殊要因」扱いとし、所要の一般財源について別枠で確保する。

特殊要因対象事業は下記のとおり。

義務的経費等	公債費 定年退職手当(退職手当準備基金との調整を含む)
	扶助費法定分 特別会計保険給付費法定分(-一般会計支出へ-入)
	他会計公債費(-一般会計支出へ-入) 他会計定年退職手当(-一般会計支出へ-入)
	県営事業負担金 国体負担金 単市選挙費
長期債務負担	償還助成利子補給 干拓負担金3事業
設定分	教員住宅購入費 職員住宅賃借料

インセンティブ予算（予算報奨制度）

平成15年度予算に対し、担当課が平成16年度肉付後予算又は執行段階において行った創意工夫型節減額の一定割合を、一般財源枠配分額とは別に担当課に対し配分する。

ただし、「創意工夫型」が対象となり、外的要因による事業量減少や競争見積等による「結果型」は対象外となること。また、平成16年度予算から枠配分方式を導入しており、人件費、賃金、内部管理経費の削減は必須となっていることから、これらの経費も対象外とする。

- (3) 事務事業評価推進チーム会議へ提出した事務事業については、その評価結果によることとするが、評価Bとなったものはチーム意見による見直しが必要となっており、担当課の見直し結果を反映させること。
- (4) 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努めること。なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行うこと。
- 一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行うこと。
- (5) 第4次笠岡市行政改革実施計画を着実に推進し、整合を図ること。
- (6) 第5次笠岡市振興計画との整合を図り、施策体系における位置付けを明確にすること。
- (7) 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図ること。
- また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定すること。
- (8) 各事務事業について、民間との役割分担にも留意し、市の果たす役割を明らかにすること。
- (9) 従前の予算、決算における議会の要望事項を反映すること。

2 特別会計，企業会計，一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては，一般会計に準じて編成するものとするが，独立採算を基本として，安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう，事業会計等としての認識を新たにし，経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに，積極的に歳入の確保を図り，健全な運営に努めること。

3 財政査定の考え方

一般財源枠内での予算編成・査定の権限を各部長等へ移管したことに伴い，財政査定は次の項目について査定を行う。

- ・ 地方財政対策等，制度変更による修正
- ・ 予算編成方針からの逸脱，無理，無駄のチェック
- ・ 積算単価の妥当性チェック，庁内の整合性，統一化
- ・ 予算費目，計算誤りの修正
- ・ 不足資料の要求，追加
- ・ 伺済み方向決裁や施策方針に反する事務事業のチェック
- ・ 総合的，全体的予算調整

平成17年度の経済見通し，国の予算編成及び税制改正の動向によっては，市の財政運営に多大な影響を生じることが考えられるので，今後その状況に応じて，予算編成に関し改めて通知するので留意すること。

具体的な変更点

1 編成方針変更点

(1) 枠配分方式

H16	歳入一般財源	
	各部署枠配分	別枠確保分
		特殊要因

H15の通常分
の割合で按分

義務的経費等
長期債務負担設定分
突出事業

「創意工夫型」が対象
「結果型」は対象外

H17	歳入一般財源			
	各部署枠配分	別枠確保分		
		政策枠	重点化枠	特殊要因

H16の肉付後
通常分の割合で按分

各部申請5件程度
単独課申請1件程度
採択の95%確保
採択の全額確保

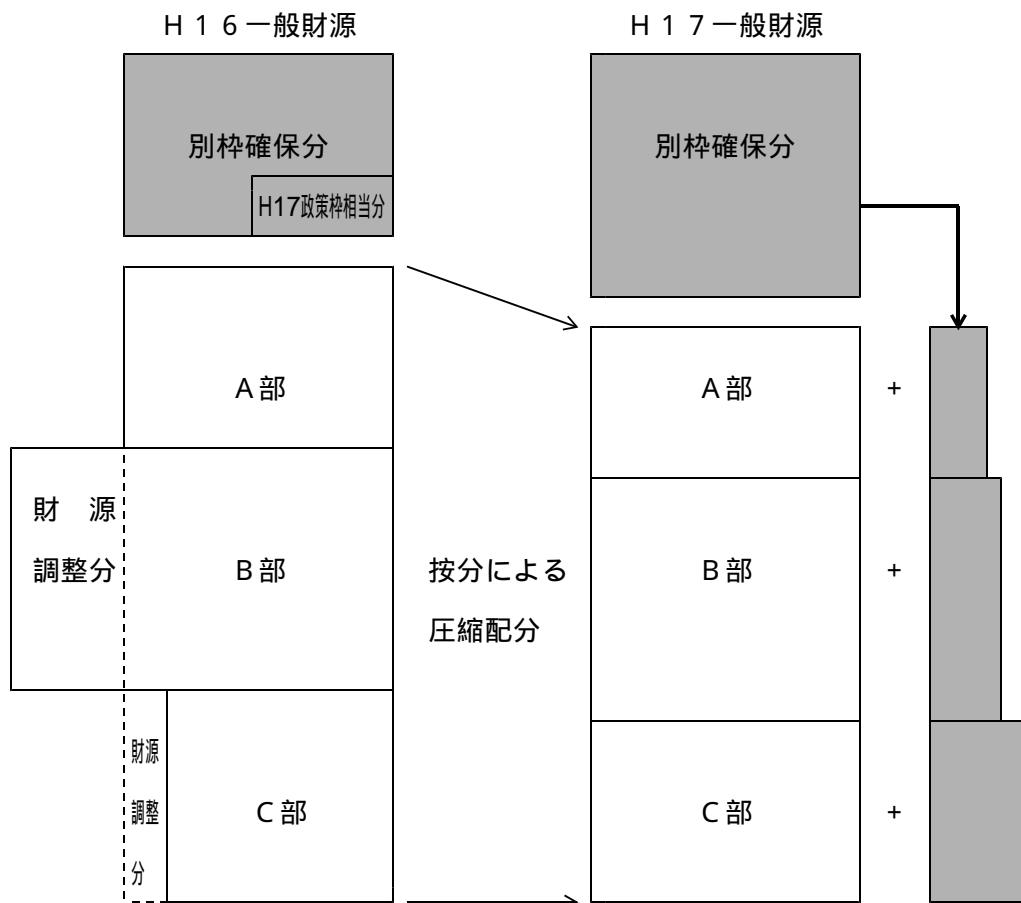
市民参画協働事業
子育て支援事業
IT関連事業
採択の全額確保

義務的経費等
長期債務負担設定分
突出事業があれば
「政策枠」で要求

「創意工夫型」が対象
「結果型」は対象外
人件費・賃金・内部管理
経費は対象外

(2) 各部署への枠配分方法

H 1 6 肉付後，H 1 7 の一般財源から別枠確保分の一般財源を除く。
さらに，残ったH 1 6 肉付後から編成方針変更点等の財源調整を行う。
上記 の部合計又は単独課合計により， のH 1 7 一般財源を按分。
按分したH 1 7 の一般財源にH 1 7 別枠確保分を加える。



インセンティブ予算は，各見積課単位に配分すること。

(3) インセンティブ予算の付与率

H 1 6 肉付後予算での節減に対し 2 分の 1。

理由：節減額が H 1 7 へ繰り越すときに，半分が財政調整基金へ移るため。

H 1 6 の執行段階での節減に対し 3 分の 1。

理由：当初予算で節減される前の一般財源を工面しなければならないため。

